

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>令和5年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金交付要綱</u> <u>(障害福祉分野のロボット等導入支援事業・ICT導入モデル事業)</u></p> <p>(補助の目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、福祉・介護職場の環境を改善することにより職員の定着促進を図るため、福祉・介護施設又は事業所が行う次に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p><u>(1) 令和5年度(令和4年度からの繰越分) 障害福祉分野のロボット等導入支援事業</u> <u>令和5年2月16日付け障発0216第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知における別紙「障害福祉分野のロボット等導入支援事業(令和4年度第二次補正予算分)実施要綱」に基づく事業とする。</u></p> <p><u>(2) 令和5年度(令和4年度からの繰越分) 障害福祉分野のICT導入モデル事業</u> <u>令和5年2月16日付け障発0216第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知における別紙「令和4年度障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱」に基づく事業とする。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和5年1月30日から施行する。</p> <p>(失効期限等)</p> <p>2 この要綱は、令和5年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第6条、第7条第5号及び第6号、第9条、第10条第3項、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和5年1月30日から施行する。</p> <p>(失効期限等)</p> <p>2 この要綱は、令和5年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第6条、第7条第5号及び第6号、第9条、第10条第3項、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>この要綱は、令和5年3月10日から施行し、第2条第1号の規定は同年1月30日から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この要綱は、令和5年9月7日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">令和4年度高知県介護福祉機器等導入支援事業費補助金交付要綱 (障害福祉分野における介護ロボット導入・ICT導入モデル支援事業)</p> <p>(補助の目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、福祉・介護職場の環境を改善することにより職員の定着促進を図るため、福祉・介護施設又は事業所が行う次に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p><u>(1) 令和4年度介護ロボット等導入支援事業(令和4年度当初予算分)</u> <u>令和3年12月22日付け障発1222第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知における別紙「令和3年度障害福祉分野のロボット等導入支援事業実施要綱」に基づく事業とする。</u></p> <p><u>(2) 令和4年度介護ロボット等導入支援事業(令和4年度補正予算分)</u> <u>令和5年2月16日付け障発0216第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知における別紙「障害福祉分野のロボット等導入支援事業(令和4年度第二次補正予算分)実施要綱」に基づく事業とする。</u></p> <p><u>(3) 令和4年度ICT導入モデル支援事業</u> <u>令和5年2月16日付け障発0216第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知における別紙「令和4年度障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱」に基づく事業とする。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和5年1月30日から施行する。</p> <p>(失効期限等)</p> <p>2 この要綱は、令和5年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第6条、第7条第5号及び第6号、第9条、第10条第3項、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和5年1月30日から施行する。</p> <p>(失効期限等)</p> <p>2 この要綱は、令和5年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第6条、第7条第5号及び第6号、第9条、第10条第3項、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>この要綱は、令和5年3月10日から施行し、第2条第1号の規定は同年1月30日から適用する。</p> <p>附 則(追加)</p>

(失効期限等)

2 この要綱は、令和6年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第6条、第7条第5号及び第6号、第9条、第10条第3項、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1 (第3条関係)						別表第1 (第3条関係)						
事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助要件	補助基準額	補助率	事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助要件	補助基準額	補助率	
削除	削除	削除	削除	削除	削除	介護ロボット等導入支援事業	県内法人(独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く)のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法による指定又は許可を受け、障害福祉サービスを提供している法人	ロボット等導入に要する経費 保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策等に要する初期費用を含む。なお、リース等の費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分(当該年度の3月末までに係る経費)に限る。	次の①から⑦までの要件全てを満たすもの ①1機器あたり補助対象経費が10万円以上であること。 なお、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。 ②日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排世支援」、「見守り・コミュニケーション」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。 ③ロボット技術(センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術をいう。別表第2において同じ。)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット等であること。 ④販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。 ⑤導入する介護ロボット等は、電気用品安全法(PSE)認証、Sマーク、電磁両立性(EMC)試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。 ⑥介護ロボット等の導入時には、介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制を整備すること。 ⑦介護ロボット等の導入に際しては、サービス利用者等に対して介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。	1 介護ロボットの導入に伴う経費 1 機器当たり30万円 ただし、移乗介護又は入浴支援の機器については1 機器当たり100万円	また、障害者支援施設においては全ての機器の合計額が210万円、共同生活援助事業者においては全ての機器の合計額が150万円、その他事業所においては全ての機器の合計額が120万円を限度とする。 なお、1つの施設・事業所においてサービスの指定を複数受けている場合は、1施設・事業所としていずれかの補助上限額を適用する。	定額
						※令和3年12月22日付け障発1222第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「令和3年度障害福祉分野のロボット等導入支援事業実施要綱」に基づく事業	※補助対象は以下のサービスを実施する事業所に限る。 ・障害者支援施設 ・共同生活援助 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・短期入所 ・重度障害者等包括支援 ・障害児入所施設					

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助要件	補助基準額	補助率	事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助要件	補助基準額	補助率
<p><u>障害福祉分野のロボット等導入支援事業</u></p> <p>※令和5年2月16日付け障発0216第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」に基づく事業</p>	<p>県内法人（独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く）のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法による指定又は許可を受け、障害福祉サービスを提供している法人</p> <p>※補助対象は以下のサービスを実施する事業所に限る。<u>（ただし、中核市に所在する事業所を除く）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 ・共同生活援助 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・短期入所 ・重度障害者等包括支援 ・障害児入所施設 	省略	省略	省略	省略	<p><u>介護ロボット等導入支援事業（令和4年度第二次補正予算分）</u></p> <p>※令和5年2月16日付け障発0216第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」に基づく事業</p>	<p>県内法人（独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く）のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法による指定又は許可を受け、障害福祉サービスを提供している法人</p> <p>※補助対象は以下のサービスを実施する事業所に限る。<u>（追加）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 ・共同生活援助 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・短期入所 ・重度障害者等包括支援 ・障害児入所施設 	省略	省略	省略	省略
<p><u>障害福祉分野のICT導入モデル事業</u></p> <p>※令和5年2月16日付け障発0216第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「令和4年度障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱」に基づく事業</p>	<p>県内法人（独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く）のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法による指定又は許可を受け、障害福祉サービスを提供している法人</p> <p>※ただし、<u>中核市に所在する事業所を除く</u></p>	省略	省略	省略	省略	<p><u>ICT導入モデル事業</u></p> <p>※令和5年2月16日付け障発0216第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「令和4年度障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱」に基づく事業</p>	<p>県内法人（独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く）のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法による指定又は許可を受け、障害福祉サービスを提供している法人</p> <p><u>（追加）</u></p>	省略	省略	省略	省略

別表第2 (第3条関係)
(省略)

別表第3 (第5条-第7条関係)
(省略)

別表第2 (第3条関係)
(省略)

別表第3 (第5条-第7条関係)
(省略)